

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 8 年 1 月 22 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市財政局管財部契約管理課役務契約担当（電話 011-211-2152）

メールアドレス：ekimukeiyaku@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称

ア 札幌市中央市税事務所・札幌市中央健康づくりセンター環境衛生管理業務

イ WE S T19 庁舎環境衛生管理業務

ウ 下水道河川局庁舎環境衛生管理業務

エ 消防局庁舎環境衛生設備管理業務

オ 札幌市民防災センター・白石消防署衛生設備管理業務

カ 旧豊水小学校複合施設環境衛生管理業務

キ 北区役所及び北区民センター・北保健センター環境衛生管理業務

ク 東区役所・東区民センター環境衛生管理業務

ケ 白石区複合庁舎環境衛生管理業務

コ 厚別区役所等環境衛生管理業務

サ 豊平区役所等環境衛生管理業務

シ 清田区総合庁舎環境衛生管理業務

ス 南区役所等環境衛生管理業務

セ 西区役所、西区民センター及び西保健センター環境衛生管理業務

ソ 手稲区総合庁舎環境衛生管理業務

(2) 調達案件の仕様及び履行場所等

入札説明書による。

(3) 履行期間

上記(1)に掲げる案件すべて：令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで（12 か月）

(4) 入札方法

上記(1)に掲げる案件ごとにそれぞれ総価で行う。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 4 ～ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「建物環境衛生管理業」に登録されている者であること。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。

- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 令和 4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、本店所在地が札幌市内として登録されている者（単体事業者に限る）で、かつ、その本店において次の要件を充たしている者であること。
- ア 建物環境衛生管理業（中分類）に係る令和 8～11 年度の定時登録申請を行い、その結果として「競争入札参加資格認定通知書」を受領している者であること（審査結果は令和 8 年 1 月末を予定）。
- イ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第 12 条の 2 第 1 項に定める登録について、第 5 号から第 8 号までのうち 2 以上の登録（有効期間の更新手続き中のものを含む。）を、札幌市内の本店所在地にて受け、かつ、その登録の有効期間内に以下 4(3)イの入札書提出期限日が含まれている者であること。
- (6) 対象案件ごとに、業務開始時までには建築物環境衛生管理技術者を選任することができる者であること。

4 入札に要求される事項

(1) 入札書及び審査書類の提出

この一般競争入札に参加を希望する者（以下「入札参加者」という。）は、入札書及び上記 3 の入札参加資格の審査に必要な書類（以下「審査書類」という。）を(3)に掲げる提出期限までに、持参又は送付により提出しなければならない。

また、入札参加者は、落札決定までの間において、これらの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、審査書類の詳細については入札説明書に示す。

(2) 審査書類及び入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

上記 1 に同じ。なお、契約条項及び入札説明書は札幌市ホームページの「入札契約案件情報－令和 7 年度の一般競争入札等情報（集約対象役務分）」からダウンロードできる。

(3) 審査書類及び入札書の提出期限

ア 審査書類 令和 8 年 2 月 24 日（火）16 時 00 分（送付の場合は必着のこと。）

イ 入札書 令和 8 年 3 月 11 日（水）16 時 00 分（ // ）

※ 審査書類の審査の結果、上記 3 に掲げる入札参加資格が「無」の場合のみ、令和 8 年 3 月 2 日（月）までに該当者に通知する（有の場合は通知しない）。

※ 本審査書類の提出がない場合には、入札書等が提出されても無効とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 開札日時：上記 2(1)に掲げる案件ごとに、それぞれ次のとおりとする。

- ・アの案件 令和 8 年 3 月 12 日（木） 10 時 05 分
- ・イの案件 令和 8 年 3 月 12 日（木） 10 時 15 分
- ・ウの案件 令和 8 年 3 月 12 日（木） 10 時 25 分
- ・エの案件 令和 8 年 3 月 12 日（木） 10 時 35 分
- ・オの案件 令和 8 年 3 月 12 日（木） 10 時 45 分
- ・カの案件 令和 8 年 3 月 16 日（月） 13 時 10 分
- ・キの案件 令和 8 年 3 月 16 日（月） 13 時 20 分
- ・クの案件 令和 8 年 3 月 16 日（月） 13 時 30 分
- ・ケの案件 令和 8 年 3 月 16 日（月） 13 時 40 分
- ・コの案件 令和 8 年 3 月 16 日（月） 13 時 50 分
- ・サの案件 令和 8 年 3 月 16 日（月） 14 時 00 分
- ・シの案件 令和 8 年 3 月 16 日（月） 14 時 10 分

- ・ スの案件 令和8年3月16日(月) 14時20分
- ・ セの案件 令和8年3月16日(月) 14時30分
- ・ ソの案件 令和8年3月16日(月) 14時40分

上記開札時間は、あくまでも想定時間であり、状況によって時間を繰り上げて開札を行う場合がある。

イ 開札場所：ア～ソまでの案件すべて次のとおりとする。

札幌市役所本庁舎 14 階北側入札室（札幌市中央区北 1 条西 2 丁目）

5 入札手続等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代わる担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が札幌市の休日を定める条例（平成 2 年条例第 23 号）に定める休日の場合は翌開庁日）までに、納付又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア 本告示に示した入札参加資格のない者がした入札、入札に関する条件に違反した者がした入札、その他札幌市契約規則第 11 条各号及び札幌市競争入札参加者心得（平成 15 年 9 月 10 日管財部長決裁）第 8 号各号の一に該当する入札

イ 上記 4(3)アの審査書類の提出以後、落札者の決定までの間に上記 3 の入札参加資格を満たさなくなった者がした入札

ウ 提出書類に虚偽の記載をした者がした入札

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法

上記 3 の入札参加資格を有すると認めた入札参加者のうち、札幌市契約規則 7 条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

(6) その他

詳細は入札説明書による。